

## 環境モデル都市の選定等について（案）

〔平成25年2月28日  
地域再生本部決定〕

地域再生本部は、環境モデル都市の選定を行うこと及び地域活性化担当大臣名の選定状を交付することにより、地域活性化の推進を図ることとする。

環境モデル都市の選定及び地域活性化担当大臣名の選定状の交付の承認に関し必要な事項は、地域再生本部長が定める。